

第6号議案 愛称決定等に関する会則の改正について

改正前	改正後								
香川県立小豆島中央高等学校同窓会(仮称)会則(案)	香川県立小豆島中央高等学校同窓会会則(案)								
第1条 本会は香川県立小豆島中央高等学校同窓会(仮称)と称し、事務局を香川県立小豆島中央高等学校内(香川県小豆郡小豆島町蒲生甲1001番地)に置く	第1条 本会は香川県立小豆島中央高等学校同窓会、愛称を <u>權風(かいふう)</u> とし、事務局を香川県立小豆島中央高等学校内(香川県小豆郡小豆島町蒲生甲1001番地)に置く。								
第3条 本会の会員を下記のとおりとする。 (1) 通常会員 表の学校を卒業した者、または在籍した者で役員会において承認した者	第3条 本会の会員を下記のとおりとする。 (1) 通常会員 <u>別表</u> の学校を卒業した者、または在籍した者で役員会において承認した者								
第5条 本会は支部を設ける。小豆郡内は旧町村毎に置く。小豆郡外は <u>各地区毎</u> に置くことができる。	第5条 本会は支部を設ける。小豆郡内は旧町村毎に置く。小豆郡外は <u>各地区</u> に置くことができる。								
第8条 (1) 総会 毎年1回、会長がこれを招集し、会則の変更、その他特に重要な事案を審議する。なお、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。	(1)の後に「また、やむを得ない事情により総会の開催ができない場合は、役員会をもって総会に代えることができる。」の文言を追加。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 18</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	表		1 ～ 18	略	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 18</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	校名		1 ～ 18	略
表									
1 ～ 18	略								
校名									
1 ～ 18	略								

提案理由 以下のような理由により本会則の改正を提案します。

第1条

本会の愛称を正式に定めるための改正を提案します。

第3条・第5条

本会則の運用にあたり、確認された文言上の不具合の修正を提案するものです。

第8条

令和2年度、3年度と新型コロナウイルス感染症の影響で総会が開催できず、愛称の正式決定など、会の運営に大きな支障が生じてしまいました。今後、こうした事態にあっても、会の運営が円滑に行われるよう、第8条第1号の改正を提案するものです。

会長 空林志郎

香川県立小豆島中央高等学校同窓会会則（案）

（名称及び所在地）

第1条 本会は香川県立小豆島中央高等学校同窓会、愛称を「權風」とし、事務局を香川県立小豆島中央高等学校内（香川県小豆郡小豆島町蒲生甲1001番地）に置く。

（目的）

第2条 本会は会員相互の親睦を深め、母校の発展に寄与することを目的とする。

（会員）

第3条 本会の会員を下記のとおりとする。

- （1）通常会員 別表の学校を卒業した者、または在籍した者で役員会において承認した者
- （2）特別会員 前号の学校の旧職員及び現職

（事業）

第4条 本会の目的を達成するために、諸種の事業を行う。

（支部）

第5条 本会は支部を設ける。小豆郡内は旧町村毎に置く。小豆郡外は各地区毎に置くことができる。

（役員）

第6条 本会の役員及びその選任方法並びにその任務は、次のとおりとする。

- （1）会長 総会において会員の中から1名を選任する。会長は、本会を統轄し、会務の一切を総理する。
- （2）副会長 総会において会員の中から若干名を選出する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- （3）監事 会員の中から若干名選出し、総会の承認を受けるものとする。監事は、事業及び会計を監査する。
- （4）顧問 会長の委嘱により若干名を置くことができる。顧問は本会の諮問に応じる。
- （5）支部長 支部毎に通常会員の中から1名を選出する。支部長は、支部の責任者として支部の運営にあたる。必要に応じて副支部長を置くことができる。
- （6）理事 支部毎に理事を置くものとする。理事は、会員の中より各支部が選出し、本会事業に参画し、また支部の運営を助けるとともに会員相互の連絡をはかる。
- （7）学年幹事 通常会員の中から若干名の学年幹事を置くことができる。学年幹事は、同学年の会員相互の連絡をはかり、本会の活動・運営に協力する。
- （8）庶務会計 会員の中から会長が委嘱する。庶務会計は、本会の庶務及び会計に関する事務を処理する。

（役員任期）

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会 議)

第8条 本会の会議は下記のとおりとする。

- (1) 総会 毎年1回、会長がこれを招集し、会則の変更、その他特に重要な事案を審議する。なお、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。また、やむを得ない事情により総会の開催ができない場合は、役員会をもって総会に代えることができる。
- (2) 役員会 会長、副会長、支部長、庶務会計、監事をもって組織し、本会の目的達成のために一切の企画審議を行う。なお会長が必要と認めたときは臨時役員会を開くことができる。
- (3) 三役会 会長、副会長、監事をもって組織し、役員会のため一切の企画審議を行う。なお、会長が必要と認めたときは役員会に代えることができる。

(会費及び会計)

第9条 本会の経費は入会金及び会費・寄付金をもってこれに充てる。会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

附 則

この会則は、平成30年2月14日より施行する。

一部改正、令和元年7月3日より施行する。

一部改正、令和3年〇月〇日より施行する。…書面決議返信締切日とする。

別表

	校 名
1	香川県小豆島高等女学校
2	香川県立小豆島高等女学校
3	香川県立小豆島中学校
4	土庄農商専修学校
5	香川県立小豆島中学校
6	香川県土庄商業学校
7	香川県小豆島商業学校
8	香川県立小豆島実業学校
9	香川県立小豆島商業学校
10	香川県立小豆島中学校並びに併設中学校
11	香川県立小豆島高等女学校並びに併設中学校
12	香川県立小豆島実業学校並びに併設中学校
13	香川県立土庄高等学校並びに併設中学校
14	香川県立小豆島高等学校並びに併設中学校
15	香川県立小豆島女子高等学校並びに併設中学校
16	香川県立小豆島高等学校
17	香川県立土庄高等学校
18	香川県立小豆島中央高等学校